個人情報を適切に取扱う事業者を示す

プライバシーマーク®制度

たいせつにしますプライバシー

CONTENTS

1．プライバシーマーク制度とは

2．運営体制

3．プライバシーマーク付与の対象と単位

4．有効期間

5．プライバシーマークの使用

6．プライバシーマークの付与を受けるメリット

7．費用

8．プライバシーマークの付与を受けるには

JIPDEC

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

1 プライバシーマーク制度とは

プライバシーマーク制度は、事業者の個人情報を取り扱う仕組みとその運用が適切であるかを評価し、その証として事業活動においてプライバシーマークの使用を認める制度です。

「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）により、すべての事業者が個人情報取扱事業者として適切な個人情報の取扱いが求められています。一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）は、1998年から「プライバシーマーク制度」の運営を通じて事業者における個人情報保護の取組みの推進ならびに個人情報に関する意識の向上に取り組んでおり、現在では17,000社を超える事業者がプライバシーマークの付与を受けています。

プライバシーマーク制度の目的

- 消費者の目に見えるプライバシーマークを示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図る
- 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりに応え、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与える

プライバシーマーク制度の位置づけ

プライバシーマーク制度は、日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」（以下、JIS Q 15001）をベースとした審査基準による審査を経て、事業者の個人情報の取扱いが適切であるかを評価しています。JIS Q 15001は、個人情報保護法等、法令への遵守も包含しています。そのため、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報の管理体制を確立し運用していることを、取引先や消費者に示すことができる制度として活用されています。

■JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム－要求事項）とは

産業標準化法に基づき制定される国家規格、日本産業規格（JIS）の一つで、個人情報保護を目的として、組織が個人情報を適切に管理するためのマネジメントシステムの要求事項を定めた規格です。

■個人情報保護マネジメントシステム（PMS）とは

P(計画)・D(実施)・C(点検・評価)・A(改善)の4つの要素を含んだ個人情報を適正に管理するための仕組みを、個人情報保護マネジメントシステム（以下、PMS）といいます。このPDCAサイクルを継続的に運用することで、個人情報の保護レベルを上げることが可能になります。

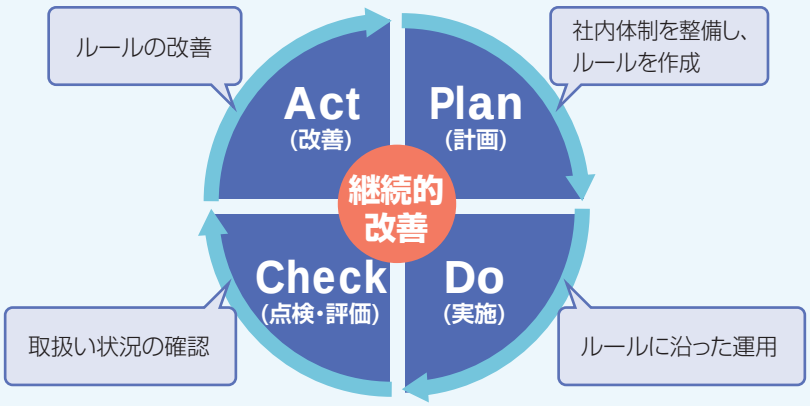

2 運営体制

プライバシーマーク制度は次の機関によって運営されます。

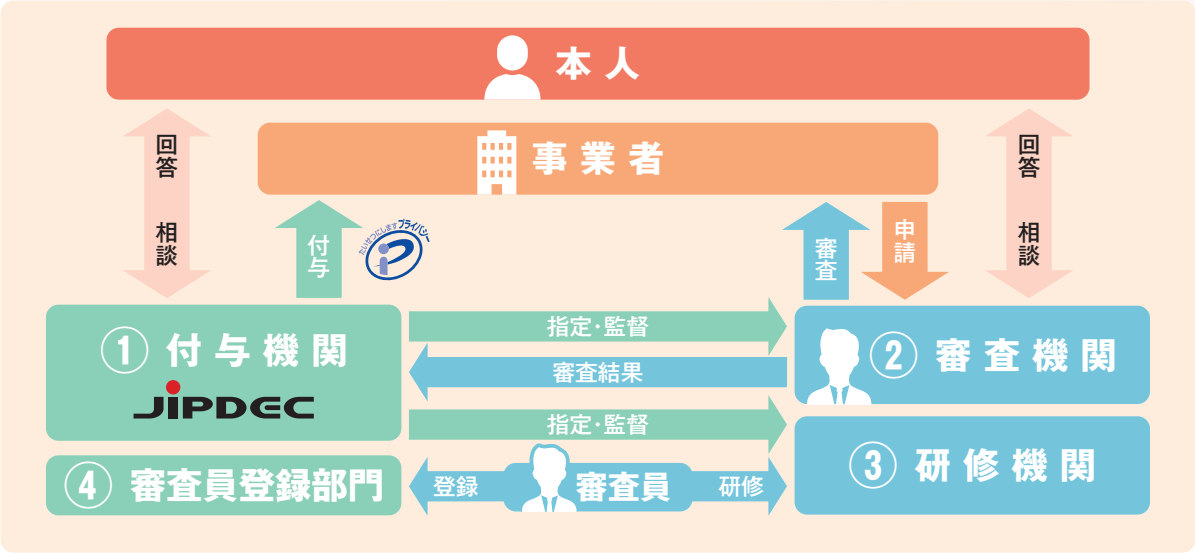

① プライバシーマーク付与機関（付与機関）

制度全体の運営管理を行う機関として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が務めます。運営管理の客観性を確保するため、外部有識者で構成するプライバシーマーク制度委員会を設置し、プライバシーマーク制度にかかわる重要事項等の審議を経て制度運営の方針を定めています。

② プライバシーマーク指定審査機関（審査機関）

事業者からの申請を受けて、プライバシーマーク付与の適格性を審査する機関です。付与機関が、審査機関としての適格性を審査し指定しています。

19機関（2026年9月現在）

保健・医療・福祉分野の審査機関

・(一財)医療情報システム開発センター

業界団体の審査機関

・(一社)情報サービス産業協会
・(一社)全日本冠婚葬祭互助協会
・(一財)日本データ通信協会
・(一財)放送セキュリティセンター
・(一社)日本マーケティング・リサーチ協会
・(一社)日本グラフィックサービス工業会
・(一社)ソフトウェア協会
・(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム
・(公社)全国学習塾協会
・(一社)日本情報システム・ユーザー協会
・(一社)日本印刷産業連合会
・(一財)日本エルピーガス機器検査協会

地域の審査機関

・(一社)北海道IT推進協会
・(一財)関西情報センター
・(特非)MISEC
・(特非)中四国マネジメントシステム推進機構
・(一社)中部産業連盟
・(公財)くまもと産業支援財団

③ プライバシーマーク指定研修機関（研修機関）

プライバシーマーク付与適格性審査を行うために必要な知識および技能について研修を実施する機関です。付与機関が、研修機関としての適格性を審査し指定しています。

3機関（2026年9月現在）

・(一財) 関西情報センター
・リコージャパン(株)
・(株)グローバルテクノ

④ プライバシーマーク審査員登録部門

プライバシーマーク付与適格性審査に必要な審査員等の資格能力等を評価し、登録する部門です。登録された審査員が各審査機関において審査活動を行います。

3 プライバシーマーク付与の対象と単位

プライバシーマーク付与の対象は、国内に活動拠点を持つ事業者です。
また、プライバシーマーク付与は、法人単位となります。（ただし、医療法人等、および学校法人等については一部例外があります。）

4 有効期間

プライバシーマーク付与の有効期間は、2年間です。
以降は、2年ごとに更新を行うことができます。

5 プライバシーマークの使用

プライバシーマークの付与を受けた事業者は、事業活動においてプライバシーマークを使用することが可能です。Webサイトや名刺、パンフレット、店頭などに表示して、適切な個人情報の取扱いを取引先や消費者に分かりやすく示すことができます。

プライバシーマークの表示について

たいせつにします プライバシー
10123456(01)

マークの下に書かれている数字は事業者の登録番号です。
（）の数字は登録の回数を表しますが、その部分の表示は任意です。

※プライバシーマークは、JIPDECの登録商標です。
付与を受けていない事業者が無断で使用することはできません。

6 プライバシーマークの付与を受けるメリット

お客様からの信頼度向上

- 信頼性の高い第三者評価
- 適切な管理体制をお客様に分かりやすくアピール

ビジネスチャンスの拡大

- 他社との差別化
- 入札参加条件を満たせる

社内の管理体制の強化

- 個人情報管理レベルの強化
- 従業者の意識向上
- 事故の未然防止、被害の軽減

7 費用

料金表

単位：円（消費税10%込）

	新規のとき			更新のとき		
事業者規模	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	57,200			57,200		
審査料	226,600	518,100	1,094,500	134,200	345,400	749,100
付与登録料	52,800	115,500	231,000	52,800	115,500	231,000
合計	336,600	690,800	1,382,700	244,200	518,100	1,037,300

（2026年10月1日より適用）

申請料

プライバシーマーク付与適格性審査の申請時に必要です。

審査料

文書審査、現地審査、報告書作成、審査関係事務の各費用を含みます。

また、審査に要した交通費、宿泊費等は、審査を担当した審査機関の規程により別途必要です。

付与登録料

プライバシーマーク付与の有効期間（2年間）の登録料です。

※申請料および審査料は審査の結果にかかわらず必要となります。

※現地審査後に、事業または体制の著しい変更等が生じた場合は、必要に応じて現地審査を再度実施し、所定の調査費用を請求します。

事業者規模の区分

事業者規模の区分（小規模、中規模、大規模）は、登記された資本金の額または出資の総額、従業者数、業種を基準として一律に判定します。

業種分類	小規模	中規模	大規模
製造業・その他	2～20人	3億円以下 または 21～300人	3億円超 かつ 301人～
卸売業	2～5人	1億円以下 または 6～100人	1億円超 かつ 101人～
小売業	2～5人	5千万円以下 または 6～50人	5千万円超 かつ 51人～
サービス業	2～5人	5千万円以下 または 6～100人	5千万円超 かつ 101人～

資本金の額または出資の総額が登記されていない無限責任の事業者（合名会社、合資会社等）の場合は、従業者数と業種のみで判定します。同様に、資本金の額または出資の総額額が登記されていない社団法人や財団法人等も、従業者と業種のみで判定します。

※業種分類は、「日本標準産業分類（総務省）」に基づいたプライバシーマーク独自の分類です。

※資本金の額または出資の総額の区切りおよび従業者数の区切りは中小企業基本法に基づいています。

※従業者数とは、JIS Q 15001および「個人情報の保護に関する法律についてガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）で定める「従業者」の数です。従業者とは、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者で、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）だけでなく、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含みます。なお、役員は常勤／非常勤にかかわらず登記簿記載の全員が対象となります。

8 プライバシーマークの付与を受けるには

申請に当たり

プライバシーマークの付与を申請できる事業者は、以下の条件を満たしている事業者であって、実際の事業活動の場で個人情報の保護を推進している必要があります。

① JIS Q 15001に基づいたPMSを定めていること
② PMSに基づき実施可能な体制が整備されており、かつ、個人情報の適切な取扱いが実施されていること
③ プライバシーマーク制度運営要領に定める欠格事項のいずれかに該当しない事業者であること

付与を受けるまでの流れ

1 PMSの構築 → 2 PMSの運用 → 3 申請 → 4 審査 → 5 契約 → 6 マーク使用開始

※PMS構築については、動画で公開しています。詳細はYouTubeプライバシーマークチャンネルをご覧ください。

1 2 申請までの準備（PMSの構築・運用）

プライバシーマーク制度は、事業者のPMSとその運用が「JIS Q 15001」をベースとした審査基準に適合しているかを評価するものです。申請に当たり、PMSを構築したうえで、PDCAサイクルを1回以上実施する必要があります。審査においてはPMSの運用実績を確認するため、PMS構築（体制の整備や規定類の策定等）の段階では、申請はできません。

■PMS（PDCAサイクル）の構築・運用例

Plan
社内体制を整備し、ルールを作成
個人情報保護方針の策定、個人情報の洗い出し、リスク対策の検討、内部規程の整備等

Do
ルールに沿った運用
個人情報の目的内利用、リスク対策の実施、委託先の監督、全従業者への教育等

Check
取扱い状況の確認
運用の確認、内部監査の実施、代表者による見直し等

Act
ルールの改善
不適合に対する是正処置、継続的改善等

■関連書籍

・「JIS Q 15001：2023 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」
・「JIS Q 15001：2023 対応個人情報保護マネジメントシステム導入・実践ガイドブック」
※いずれも（一財）日本規格協会より発行。

【購入方法】
（一財）日本規格協会のオンラインショップ、
または一般書店にて取寄せ・注文でご購入ください。

3 申請

申請先の確認

プライバシーマーク付与適格性審査の申請は、各審査機関へ行います。申請先は、以下の判断基準に基づいて、業種、あるいは本社の所在地によって決まります。

①保健・医療・福祉分野の事業者かどうか
②業界団体の審査機関の会員となっているか
③本社の登記上の所在地がどの地域となっているか

※上記に該当しない事業者は、JIPDECにご申請ください。詳細はプライバシーマーク制度のホームページをご確認ください。

申請書類の作成・提出

申請先審査機関の「プライバシーマーク付与適格性審査に関する約款」を確認の上、申請書類一式を揃えて申請してください。必要な申請書類は、各審査機関のホームページからダウンロードできます。

4 審査

形式審査

申請を受けた審査機関が、申請資格の有無、書類記載内容に不備がないかの形式審査を行い、業種や規模の判断を行います。

文書審査

PMS文書（内部規程や様式等）の審査基準への適合状況、および内部規程を遵守するための具体的な手順、手段等の策定状況について審査を行います。

現地審査

PMSの通りに体制が整備され、運用されているか等について、審査員が申請事業者へ出向き、ヒアリング、記録等の確認、現場の視察を通じて審査を行います。審査において指摘事項が発生した事業者は、改善対応を行う必要があります。

決定/通知

文書審査および現地審査の結果に基づき、外部有識者を交えた審査会にてプライバシーマーク付与適格性の有無を決定します。申請事業者には、プライバシーマーク付与適格性審査結果の通知文書を送付します。

5 6 契約、マーク使用開始

契　約

プライバシーマーク付与適格決定の通知を受けた事業者は、付与機関（JIPDEC）と「プライバシーマーク付与契約」を締結することで、プライバシーマーク登録証とマークデータが提供されます。

マーク使用開始

契約期間は、プライバシーマーク付与の有効期間と同じ2年間で、この期間中は事業活動においてプライバシーマークを使用することができます。
付与契約締結後に、プライバシーマーク制度のホームページ等で事業者名が公表されます。

参考情報

●プライバシーマーク制度Webサイト

https://privacymark.jp/

プライバシーマーク制度　検索

●プライバシーマークチャンネル

YouTubeでも各種動画を公開中 ▶

セミナー	新規申請を検討されている事業者向けのセミナーを開催
事業者へのインタビュー記事	日々の取組みや事業活動への効果をインタビュー
社内教育用の参考資料・動画	社内の実態に合わせて活用できるひな形・動画を公開
事業者のための取得・運用相談室	Webにてご相談を受け付け中

※付与機関（JIPDEC）および一部審査機関において新規申請を目指す事業者を対象とした無料セミナーを実施しています。詳細は、各機関までお問合せください。

●お問い合わせ、申請先

●プライバシーマーク付与機関

JIPDEC
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
https://www.jipdec.or.jp/

プライバシーマーク推進センター
TEL：03-5860-7563　FAX：03-5573-0562

●プライバシーマーク指定機関

一般財団法人 日本データ通信協会

〒170-8585
東京都豊島区巣鴨2-11-1　ホウライ巣鴨ビル
TEL　03-5907-3809
（受付時間：9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00 ／定休日 土日祝）
Mail　pminfo@dekyo.or.jp
URL　https://www.dekyo.or.jp/pmark/

ロゴマークのほか「プライバシーマーク制度」「プライバシーマーク」「Pマーク」「Privacy Mark System」「Privacy Mark」「PrivacyMark」などは、すべてJIPDECの登録商標です。

2026.9